

## 令和7年度国民健康保険税率（案）

税率比較表

区分	課税区分		新税率（案） （A）	現行税率 （B）	増減税率 （A－B）
医療給付費分	応能割	所得割	7.13%	6.91%	0.22pt
	応益割	均等割	30,500円	29,600円	900円
		平等割	18,400円	17,700円	700円
後期高齢者支援金等分	応能割	所得割	2.66%	2.66%	0.00pt
	応益割	均等割	11,500円	11,500円	0円
		平等割	6,600円	6,600円	0円
介護納付金分	応能割	所得割	2.31%	2.31%	0.00pt
	応益割	均等割	11,800円	11,800円	0円
		平等割	6,000円	6,000円	0円
合計	応能割	所得割	12.10%	11.88%	0.22pt
	応益割	均等割	53,800円	52,900円	900円
		平等割	31,000円	30,300円	700円
調定額			1,675,826,038円	1,637,812,053円	38,013,985円
収納額			1,510,300,000円	1,476,000,000円	34,300,000円
1人当たり税額			120,685円	117,948円	2,737円
1世帯当たり税額			174,566円	170,606円	3,960円

※ 収納率：90.05%、被保険者数：13,886人、世帯数：9,600世帯を用いて算出しています。

※ 課税限度額を109万円（内訳：医療分66万円、後期支援分26万円、介護分17万円）として、算出しています。

モデルケース別税額比較表

		新税率（案） （A）	現行税率 （B）	増減税額 （A－B）
7 割 軽 減	現役世代 40歳代 単身 給与収入 0円	25,300円	24,800円	500円
	高齢世代 70歳代 夫婦 年金収入 154万円 （夫婦共に77万円）	32,600円	31,800円	800円
5 割 軽 減	現役世代 40歳代 単身 給与収入 120万円	68,900円	67,600円	1,300円
	高齢世代 70歳代 夫婦 年金収入 277万円 （夫200万円/妻77万円）	100,500円	98,200円	2,300円
2 割 軽 減	現役世代 40歳代 夫婦 給与収入 308万円 （夫210万円/妻98万円）	226,900円	222,800円	4,100円
	現役世代 30歳代 夫婦 未就学児1人 給与収入 378万円 （夫280万円/妻98万円）	245,900円	240,300円	5,600円
軽 減 なし	現役世代 40歳代 夫婦 未就学児1人 給与収入 418万円 （夫320万円/妻98万円）	368,700円	362,000円	6,700円
	現役世代 40歳代 夫婦 小学生1人 未就学児1人 事業所得 350万円	573,000円	562,400円	10,600円

※ 国民健康保険税は、世帯ごとに算定され、医療給費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した額となります。

※ 医療給費分と後期高齢者支援金分は0歳から74歳までの方に、介護納付金分は介護第2号被保険者（40歳から64歳までの方）にかかる保険税となります。